

議案第 13 号

旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 11 月 6 日 提出

旭市長 米 本 弥 一 郎

旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年旭市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第18号中「教育・保育給付認定証」を「支給認定証」に改め、同条第24号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を加え、「教育・保育給付認定証」を「支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）」に改める。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

第37条第1項中「事業内保育事業」を「事業所内保育事業」に改める。

第42条第8項中「第1項本文」を「第1項」に、「適切な」を「適切かつ」に改め、「（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）」を削り、同条第9項中「第1項本文」を「第1項」に改め、同条第10項中「附則第5条」を「附則第4条」に改める。

附則第4条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「必要な」を「必要かつ」に、「第42条第1項本文」を「第42条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。